

11月は下請取引適正化推進月間です。

親事業者と下請事業者との取引（下請取引）については、「下請代金支払遅延等防止法」や「下請中小企業振興法」による振興基準において、親事業者（発注者）の義務や禁止行為などのルールが定められています。国では、定期的に下請取引の実態を調査するなど、下請取引適正化のための指導を行っています。

下請代金支払遅延等防止法

【親事業者の義務】

- 取引条件等を記載した注文書の交付
- 下請取引に関する事項を記載した書類の作成と保存
- 下請代金の支払期日を定めること
- 遅延利息の支払

【親事業者の禁止行為】

- 受領拒否
- 下請代金の支払遅延
- 下請代金の減額
- 返品
- 買いたたき
- 物の購入強制・役務の利用強制
- 報復措置
- 有償支給原材料等の対価の早期決済
- 割引困難な手形の交付
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 不当な給付内容の変更・やり直し

下請中小企業振興法

【振興基準】

- 下請事業者の生産性の向上及び
製品若しくは情報成果物の品質若しくは
性能又は役務の品質の改善
- 親事業者の発注分野の明確化及び
発注方法の改善
- 下請事業者の施設又は設備の導入、
技術の向上及び事業の共同化
- 対価の決定の方法、納品の検査の方法
その他取引条件の改善
- 下請事業者の連携の推進

平成20年度下請取引適正化推進月間キャンペーン標語

「下請法 知らなかつたじゃ すまされない」
守って築く会社の信用

11月は下請取引適正化推進月間です。この期間内には、全国各地において下請取引適正化推進講習会（参加費無料）を開催するほか、全国の公正取引委員会の地方事務所等や経済産業局で、下請取引に関する相談等にも応じています。詳しくは以下の連絡先にお問い合わせ下さい。

総務部 公正取引室 Tel098-866-0049
経済産業部 中小企業課 Tel098-866-1755

お詫びと訂正

関係者の皆様に対し、
ご迷惑をおかけしました。
訂正してお詫び致します。

2008年9月・10月号群星【正誤表】 5P 資料

誤) 首里城公園開園 (H2年)
正) 首里城公園開園 (H4年)